国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国法人」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項本文」を「第四項」に、「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「一般民間国外債」を「民間国外債」に、「氏名」を「民間国外債（その利子の額が当該民間国外債の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者（民間国外債の発行を基礎として算定されるものを除く。次項、第六項、第十項及び第十二項において同じ。）に関する政令で定める指標に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるものを除く。次項、第六項、第十項及び第十二項において同じ。）」とあるのは「民間国外債」と、「氏名」に、「、前項第一号」を「、前項中「場合（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第一号」に、「外国法人」を「及び外国法人」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に改め、「一般民間国外債のうち」を削り、「受ける場合」の下に「（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）」を加え、「第十四項」を「第十三項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項第一号中「すべて」の下に「当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者でない」を加え、同項第二号中「又は内国法人」を「、内国法人又は当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国法人」に改め、「のうち」の下に「当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者でない」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第四項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける民間国外債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、同項の規定による非課税適用申告書を提出しており、かつ、当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

第六条第十三項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第六条第十三項」を「第六条第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　民間国外債の発行をした者で第四項又は第六項後段の規定の適用があるものとして当該民間国外債の利子につき所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収をしなかつたものは、政令で定めるところにより、当該発行をした者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

第六条第十四項中「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同項を同条第十三項とする。

第八条の三第五項中「、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改める。

第八条の四第三項第一号中「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改め、同条第四項中「定めるもの」の下に「（以下この項及び次項において「準支払者」という。）」を、「一月以内」の下に「（準支払者が交付する場合には、四十五日以内）」を加え、同条第五項中「一月三十一日」の下に「（準支払者が交付する場合には、同年二月十五日）」を加える。

第九条の二第四項中「、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改める。

第九条の四の二の見出しを「（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）」に改め、同条第一項中「内国法人」の下に「（所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。次項において同じ。）」を加え、「公社債投資信託以外の証券投資信託（その設定に係る受益権の募集が次条第一項に規定する公募により行われたもののうち、」を「次に掲げる信託（」に改め、「ものとし、特定株式投資信託を除く」を削り、「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改め、同項に次の各号を加える。

一　公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が次条第一項に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）

二　特定受益証券発行信託

第九条の四の二第二項から第四項までの規定中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改める。

第九条の五第一項中「上場証券投資信託」を「上場証券投資信託等」に改める。

第九条の六を削る。

第九条の五の二を第九条の六とする。

第九条の七の見出しを「（相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例）」に改め、同条第一項中「前条第一項に規定する上場会社等」を「金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社」に改め、第二章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第九条の八　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。）に同号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を開設した日から同日の属する年の一月一日以後十年を経過する日までの間に支払を受けるべき当該非課税口座に係る第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び第八条の三第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。以下この条において「配当等」という。）のうち次に掲げるもの（当該金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で政令で定めるものであるものに限る。第三十七条の十四第十五項及び第十七項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

一　第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る第八条の四第一項第一号に規定する基準日においてその内国法人の発行済株式（同号に規定する発行済株式をいう。）又は出資の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

二　公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三　第八条の四第一項第三号に掲げる特定投資法人の投資口の配当等

第十条第六項中「及び平成二十二年」を「から平成二十四年まで」に改める。

第十条の二の二第一項第二号中「石油」を「化石燃料（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第二条第一号に規定する化石燃料をいう。）」に改め、「資し、又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に」を削り、「次に掲げる」を「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第二条に規定する新エネルギー利用等に資する」に改め、同号イ及びロを削る。

第十条の三第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「の合計額」を削る。

第十条の四の見出しを「（事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）」に改め、同条第一項中「期間（」の下に「以下この項及び」を加え、「ない当該各号」を「ない事業基盤強化設備等（当該各号」に、「機械及び装置並びに器具及び備品で政令」を「減価償却資産（第一号から第四号まで又は第六号から第八号までに定める機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、政令」に、「（以下この条において「事業基盤強化設備」という」を「に限る。）をいう。以下この条において同じ」に、「又は事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備等」に、「。第三項」を「。同項」に、「計算上、当該事業基盤強化設備」を「計算上、当該事業基盤強化設備等（第五号に定める減価償却資産（以下この項において「情報基盤強化設備等」という。）にあつては、同号に